

平成30年12月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ワ)第2431号 請求異議事件

口頭弁論終結日 平成30年9月27日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 本件につき、当裁判所が平成29年2月17日にした強制執行停止決定（平成28年（モ）第226号）は、これを取り消す。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告から原告に対する千葉地方裁判所平成20年(ワ)第2338号土地明渡請求事件及び同裁判所同年(ワ)第2341号建物収去土地明渡請求事件の執行力ある各判決正本に基づく別紙物件目録記載の土地、建物、工作物（ただし、同目録1(2)記載の土地、2(6)記載の建物を除く。）に対する強制執行は、これを許さない。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 本件につき、当裁判所が平成29年2月17日にした強制執行停止決定（平成28年（モ）第226号）は、これを認可する。
- 4 この判決は、前項に限り、仮に執行することができる。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、別紙物件目録1(1)、(3)ないし(7)記載の土地（以下「本件各土地」という。）を被告に明け渡すことなどを原告に命じる確定判決

(以下「本件確定判決」という。その事実審の口頭弁論終結日は平成27年3月4日である。)について、

- ① 被告が、強制執行権を放棄したこと又は原告との間で不執行の合意をしたこと(以下「本件異議事由1」という。),
- ② 本件確定判決に対する控訴を棄却した控訴審判決は、忌避の申立てをされ法律により判決に関与することができない裁判官らが関与した判決であるから無効であること(以下「本件異議事由2」という。),
- ③ 農地法に基づき本件各土地の農地賃貸借の解約申入れを許可した処分は、被告が同処分の条件である離作補償を支払わず、供託もしないこと(以下「不払等」という。)により効力を生じていないか、又は効力を失ったこと(以下「本件異議事由3」という。),
- ④ 被告が本件確定判決正本を債務名義として強制執行を申し立てることは権利の濫用であり許されないこと(以下「本件異議事由4」という。)を主張して、被告に対し、本件確定判決正本の執行力の排除を求める事案である。

2 前提事実(争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1)ア 原告は、本件各土地を耕作するなどして占有している。

イ 被告は、平成16年4月1日に施行された成田国際空港株式会社法により、成田国際空港の設置及び管理を目的として設立された株式会社である。

被告の前身である新東京国際空港公団(以下「空港公団」という。)は、新東京国際空港公団法に基づき、昭和41年7月30日に設立され、新東京国際空港(現在の成田国際空港。以下「成田空港」という。)の設置及び管理を行うことなどを目的としていた特殊法人であり、被告の設立の時に空港公団は解散し、被告が空港公団の権利義務の一切を承継した。

[甲197]

(2) 原告の父である亡市東東市（平成11年1月21日死亡。以下「東市」という。）は、別紙物件目録1(1)記載の土地（ただし分筆前のもの。原告は、「南台の土地」と呼んでいる。）の土地を藤崎政吉から期間の定めなく賃借していた。

5 東市は、別紙物件目録1(7)記載の土地（原告は、周辺の土地も含め「天神峰の土地」と呼んでいる。）を岩澤和行から賃借していた。これは、昭和45年11月1日以降、期間の定めのない賃貸借となっていた。

東市は、別紙物件目録1(3)ないし(6)記載の各土地について、別紙物件目録1(7)記載の土地と一体的に使用して占有を継続したことにより、期間の
10 定めのない農地賃貸借権を時効取得した。

(3) 内閣は、昭和41年7月4日、閣議決定により、成田空港の建設地域を、千葉県印旛郡富里村を中心とする地区から同県成田市三里塚町を中心とする地区に変更した。

成田空港は、当初の計画では、昭和46年4月までに、約4000メートルの平行滑走路（A滑走路）等を整備し（以下「第1期計画」という。），
15 昭和49年4月までに、おおむね南北に伸びる約2500メートルの平行滑走路（B滑走路）及び約3200メートルの横風用滑走路（C滑走路）を整備する（以下「第2期計画」という。）こととされた。

[甲185, 197]

20 (4) 建設大臣は、昭和44年12月16日、成田空港の建設事業について、土地収用法に基づく事業認定を告示し、昭和45年12月28日、成田空港の第1期計画に係る事業について、公共用地の取得に関する特別措置法に基づく特定公共事業の認定をした。

そして、第1期計画に係る工事区域について、昭和46年2月から3月にかけて第1次行政代執行が、同年9月に第2次行政代執行が、それぞれ行われた。なお、第2次行政代執行に際しては、多数の死傷者が出たほか、空港
25

公団の申立てにより公共用地の取得に関する特別措置法20条1項に基づいてされた権利取得及び明渡しの緊急裁決（以下「本件緊急裁決」という。）がされ、対象とされた土地の一部につき使用权を有していた小泉よねの住居が収用されるなどした。

その後、A滑走路が建設され、成田空港は、昭和53年5月、A滑走路のみで暫定的に開港された。

[甲16ないし23, 197]

(5) 空港公団は、平成11年12月1日、B滑走路の建設位置を未買収地にかからないよう北側に800メートルずらし、長さを2180メートルに縮小した暫定平行滑走路（以下「B'滑走路」という。）を整備する等の工事实施計画の変更について、運輸大臣の認可を受け、平成14年4月、当該変更後の内容のB'滑走路の供用を開始した。この変更後の工事实施計画には、B'滑走路に付随する西側誘導路の整備が含まれていた。西側誘導路は、もともと、原告が賃借して耕作する別紙物件目録1(1)記載の土地の一部を横切って、B滑走路と平行かつ直線状にすることが計画されていたところ、この変更後の計画では、別紙物件目録1(1)記載の土地（南台の土地）にかからないよう迂回してB'滑走路側に接近するような曲線状（「へ」の字型）に、また、B'滑走路の南端の西側に位置する原告が賃借して耕作する別紙物件目録1(3)ないし(7)記載の土地（天神峰の土地）にかからないようB'滑走路とこれら土地との間に整備する西側誘導路の南端をB'滑走路側に接近する形にすることとされており、それぞれそのように整備された。

[甲197, 198]

(6) 空港公団は、本件各土地の所有権を取得していたところ、被告の設立に際し、平成16年4月1日、成田国際空港株式会社法制定附則6条により被告の財産の全部を出資し、被告は、本件各土地の所有権を取得し、同年

6月29日に本件各土地の所有権移転登記を経由した。被告は、以後、本件各土地を所有している。

本件各土地について農地賃借権を有していた東市は、平成11年1月21日死亡し、原告が東市を相続した。

原告は、別紙物件目録1(1)記載の土地を畑として利用し、季節に応じて、ニンニク、玉ネギ、白菜、ブロッコリー等多種の作物を栽培している。

また、原告は、自宅とは道路として利用している土地を挟んだ向かいにある別紙物件目録記載1(7)記載の土地に同目録2記載の農機具小屋等の各建物や同目録3記載のビニールハウス等の各土地工作物を設置するほか、畑を設けて大根やサニーレタス等の作物を栽培している。さらに、原告は、同目録1(3)ないし(6)記載の土地を同目録1(7)記載の土地と一体として、畑等として利用している。

[甲1, 6, 133]

(7) 国土交通大臣は、平成18年3月31日、被告の平成18年営業年度の事業計画について認可した。同計画には、B'滑走路の2500メートル化と共に第2期工事区域誘導路整備のための予算として、24億0100万円が計上されていた。

[甲1]

(8)ア 被告は、平成18年7月3日付けで、成田市農業委員会に申請書を提出して、千葉県知事に対し、原告が本件各土地のほか南台41番9(別紙物件目録1(2)参照)の土地を賃借しているとした上で、これらの土地の賃貸借契約の終了による離作補償を1億8071万5335円とし(以下「本件離作補償」という。), B'滑走路の西側誘導路の直線化とこれを含む誘導路帯、緑地帯、場周道路、場周フェンスの設置を目的として、農地法(平成21年法律第57号による改正前のもの。以下同じ。)20条1項による農地賃貸借解約申入れの許可を申請し(以下

「本件許可申請」という。），同委員会は，同月１０日にこれを受け付けた。

[甲１， ７， ８， 乙６]

イ 成田市農業委員会は，平成１８年７月２４日，本件許可申請につき農地法２０条２項２号の転用相当との意見を付すことを議決し，同月２５日，千葉県知事に対し，本件許可申請につき，農地法２０条２項２号に該当するとの意見を付して，許可申請書を送付した。

[甲１]

ウ 千葉県農業会議は，平成１８年９月１２日，千葉県知事から諮問を受け，同月１４日，定例常任会議員会議を開催して，本件許可申請につき，許可相当と認める議決をした。

[甲１]

エ 千葉県知事は，平成１８年９月２１日，本件許可申請につき，農地法２０条２項２号に該当するものとして，同条１項により，上記申請を許可する旨の処分（以下「本件許可処分」という。）をした。この際，第３項に「条件」として，「申請書記載の離作補償を給付すること。」，すなわち，被告が原告に対し，離作補償として１億８０７１万５３３５円を給付することが定められた（後記のとおり，この法的効力については，当事者間に争いがある。）。

[甲１， ９， 乙５]

(9)ア 被告は，平成１８年１０月１１日，原告に対し，原告の耕作する作物の収穫期到来後１年の経過をもって本件各土地の賃貸借契約を解約する旨を申し入れた。

[甲１]

イ 被告は，平成１９年１０月１４日，原告に対し，遅くとも同月１１日までに上記作物の収穫期が到来したので，同書面到達後１年の経過をもって

同契約を終了することを通知した。

[甲1]

(10)ア 原告は、平成18年10月17日、農林水産大臣に対し、本件許可処分を不服として審査請求をしたが、農林水産大臣は、平成19年1月29日、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。

[甲1]

イ 原告は、千葉県に対し、本件許可処分は違法であると主張して、本件許可処分の取消しを求めて、千葉地方裁判所に訴えを提起した（同裁判所平成19年（行ウ）第29号農地法20条1項による許可取消請求事件、以下「本件許可取消請求訴訟」という。）。

他方、被告は、原告に対し、本件各土地について本件許可処分に基づき賃貸借契約を解約する旨申し入れたことにより、同契約は終了したとして、賃貸借契約終了による土地明渡請求権又は建物収去土地明渡請求権に基づき、本件各土地上の建物及び工作物を収去し、同土地を明け渡すことを求めて、同裁判所に訴えを提起した（同裁判所平成20年（ワ）第2338号土地明渡請求事件、同第2341号建物収去土地明渡請求事件。以下、両事件を併せ「本件給付訴訟」という。）。

本件許可取消請求訴訟及び本件給付訴訟は、併合審理された。

原告は、本件給付訴訟において、農地法20条2項2号が違憲であること、本件許可処分において農地法20条2項2号を適用することが憲法25条、29条及び31条に違反すること、農地法20条2項2号の要件を満たさないこと、転用事業が違法であること、別紙物件目録1(1)記載の土地の転用計画が架空のもので、必要性もないこと、離作補償の額が低額に過ぎること、農地法4条1項又は5条1項の許可を得る見込みがないこと、被告が本件各土地を買い受けた売買契約は無効であること、農地法施行規則7条11号は憲法41条に違反すること、本件給付訴訟が訴権の濫

用又は信義則に違反すること等を主張した。

同裁判所は、平成25年7月29日、本件許可取消請求訴訟については、別紙物件目録1(2)記載の土地に関する本件許可処分取消しを求める部分を却下し、原告のその余の請求を棄却し、本件給付訴訟に係る請求については、原告に対し、別紙物件目録1(1)記載の土地を被告に明け渡すこと並びに別紙物件目録2(1)ないし(5)、(7)及び(8)記載の建物並びに同目録3記載の工作物を収去して、別紙物件目録1(3)ないし(7)記載の土地を被告に明け渡すことを命じる一部認容判決（本件確定判決）を言い渡した。

[甲1]

ウ(ア)原告は、本件確定判決を不服として、東京高等裁判所に控訴した（同裁判所平成25年（行コ）第326号農地法20条1項による許可取消請求、土地明渡請求、建物収去土地明渡請求控訴事件）。

[乙1]

(イ)原告は、上記控訴事件について平成27年3月4日に実施された第4回口頭弁論期日において、同日、口頭弁論を終結した小林昭彦裁判長裁判官（以下「担当裁判長」という。）、定塚誠裁判官及び岡山忠広裁判官（以下、上記3名を「担当裁判官ら」という。）に対する忌避を申し立て（東京高等裁判所同年（行タ）第33号。以下「本件忌避申立て」という。）、同裁判所は、同月16日、同申立てを却下し、原告は、遅くとも同月30日までに、これを不服として、最高裁判所に特別抗告を提起した（同裁判所同年（行ト）第52号）。なお、この特別抗告の提起は、その頃、原告代理人の葉山岳夫弁護士に通知された。

[甲43ないし45]

(ウ)担当裁判長は、同年6月5日、判決言渡期日を同月12日と指定し（以下「本件期日指定」という。）、東京高等裁判所は、同日、控訴を棄却する判決（以下「本件控訴審判決」という。）を言い渡した（以下

「本件判決言渡し」という。）。

[乙1]

(エ) 最高裁判所は、同年7月29日、本件忌避申立ての却下決定に対する上記特別抗告を棄却した。

5

[甲46]

エ 原告は、本件控訴審判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしたが（平成27年（行ツ）第436号、同年（行ヒ）第479号）、同裁判所は、平成28年10月25日、上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定をした。

10

[乙2]

(11) 原告は、平成28年11月30日、被告に対し、本件請求異議の訴えを提起するとともに、本件確定判決に基づく強制執行の停止を申し立て、当裁判所は、原告に200万円の担保を立てさせた上、平成29年2月17日、強制執行停止決定をした（当裁判所平成28年（モ）第226号強制執行停止決定申立事件）。

15

[顕著な事実]

3 争点

- (1) 本件異議事由1による本件確定判決の執行力の排除の可否（争点1）
- (2) 本件異議事由2による本件確定判決の執行力の排除の可否（争点2）
- (3) 本件異議事由3による本件確定判決の執行力の排除の可否（争点3）
- (4) 本件異議事由4による本件確定判決の執行力の排除の可否（争点4）

20

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件異議事由1による本件確定判決の執行力の排除の可否）

【原告の主張】

25

ア 空港公団総裁は、平成6年10月11日、第12回成田空港問題円卓会議において、「滑走路計画について」の項目で隅谷調査団が提示した「平

行滑走路のための用地の取得のために、あらゆる意味で強制的手段が用い
られてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならない。」
という所見に対し、「「滑走路計画について」で示された民主的な建設の
手法を遵守してまいることは当然であります。」との意見を表明したこと
により、空港公団は、空港用地問題について、あらゆる意味で強制的手段
をとらないこと、あくまでも話し合いによって解決すること、民主的な建設の
手法を遵守していくことを日本の全社会に対して宣誓・公約した。

そして、あらゆる意味で強制的手段をとらないとは、所有権に基づく明
渡請求等の強制執行の申立てをしないことを含んでいることが明らかであ
るから、空港公団は、空港用地問題に関する強制執行権を放棄したか、又
は、成田空港周辺の全ての農家との間で、不執行の合意をしたといえる。

イ 強制執行の不執行の合意は、訴訟においては防御上の効果を有しておら
ず、それが効果を発するのは、訴訟が終結して判決が確定し、強制執行が
問題となる段階である。

ウ 空港公団の権利義務の一切を承継した被告は、本件給付訴訟の口頭弁論
の終結後においても、上記宣誓・公約を格別否定しておらず、なお維持し
ていると評価されるべきであるから、被告による強制執行権の放棄又は原
告との不執行の合意は、口頭弁論の終結後に生じた事由に当たる。

エ したがって、本件異議事由1により本件確定判決の執行力は排除される。

【被告の主張】

ア 原告が主張する強制執行権の放棄又は不執行の合意は、平成6年10月
11日にされたものというのであるから、本件給付訴訟の「口頭弁論の終
結後に生じた事由」に当たらない上、原告は、本件給付訴訟においても、
上記の空港公団総裁の発言の事実を主張しており、そのことは本件給付訴
訟の審理の対象にされていたのであるから、本件確定判決についての異議
の事由とすることはできない。

イ 空港公団総裁の発言は、被告が賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したのではなく、話合いが頓挫した場合についても強制的手段を講じることがないことまで言及したものではないから、この空港公団総裁の発言によって、強制執行権の放棄又は不執行の合意がされた事実を認めることはできない。また、後記のとおり、小泉よねの承継人である小泉英政と、運輸省及び空港公団間で、平成13年2月5日に成立した和解（以下「緊急裁決取消事件和解」という。）において表明した見解も、被告が賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したものではない。

ウ したがって、本件異議事由1により本件確定判決の執行力は排除されない。

(2) 争点2（本件異議事由2による本件確定判決の執行力の排除の可否）

【原告の主張】

原告は、本件給付訴訟の控訴審において、本件忌避申立てが却下されたため、最高裁判所に特別抗告を提起していたところ、特別抗告の判断が確定していないにもかかわらず、担当裁判長は、平成27年6月5日、本件期日指定をし、担当裁判官らは、同月12日、本件判決言渡しをした。

判決言渡り期日の指定及び判決の言渡しは、急速を要する行為に該当しないから、本件期日指定及び本件判決言渡しは、忌避の申立てがあつたときはその申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならないことを規定した民事訴訟法26条本文に違反しており、本件控訴審判決は、法律により判決に関与することができない裁判官が関与した判決であるから、無効である。

したがって、本件異議事由2により本件確定判決の執行力は排除される。

【被告の主張】

東京高等裁判所は、平成27年3月16日、本件忌避申立てを却下する決

定をしているから、本件忌避申立ては、同決定の告知により確定しており、本件期日指定及び本件判決言渡しは、いずれも本件忌避申立てを却下する決定が確定した後にされたものであるから、民事訴訟法26条本文に違反しない。

したがって、本件異議事由2により本件確定判決の執行力は排除されない。

(3) 争点3 (本件異議事由3による本件確定判決の執行力の排除の可否)

【原告の主張】

ア 農地法20条2項2号に基づく解約申入れ許可処分及びこれに基づく解約申入れは、原告の小作地を公共事業たる空港建設用地に転用するために解約し、収奪するものであるから、一種の公用収用である。

そして、本件離作補償は、完全な補償にはほど遠いものの、公用収用と不可分一体の関係にある損失補償に当たるから、本件離作補償の支払は、本件許可処分及びこれに基づく解約申入れにおいて、重要な要素をなしており、本件離作補償の支払は、本件許可処分の附款たる条件であり、負担ではない。

イ 本件許可処分は同処分の条件である本件離作補償の不払等により、その効力が生じていないか、効力を失っており、それに基づいて被告がした本件賃貸借契約の解約申入れは効力が発生していない。本件確定判決は、本件離作補償の支払が本件許可処分の条件であることを看過して言い渡されたものであるから、無効である。

ウ また、被告は、本件給付訴訟の口頭弁論の終結後においても、本件離作補償の不払等を継続しているから、本件許可処分には重大かつ明白な瑕疵があるというべきであって、本件許可処分はその効力を失っており、それに基づいて被告がした本件賃貸借契約の解約申入れは効力が発生していない。

エ したがって、本件異議事由3により本件確定判決の執行力は排除される。

【被告の主張】

ア 被告は平成18年10月11日に本件解約申入れをしているから、本件離作補償の不払等の事実は、本件給付訴訟の口頭弁論終結後に生じた事由に当たらない。

イ 仮に本件解約申入れが何らかの理由により効力を生じていなかったとしても、それゆえ本件確定判決が無効になると解する余地はない。

ウ 離作補償は、その性質上、農地を賃借して農業を営んでいた者が当該農地を明け渡した時に賃貸人から支払うものであって、これを農地の賃貸借契約の解約申入れの時に支払うべき理由はないことからすれば、本件許可処分に係る許可書の「条件」欄の「申請書記載の離作補償を給付すること」との記載は、原告が本件各土地を明け渡した時に本件離作補償を原告に給付すべき義務を被告に対して課する趣旨であり、行政処分の附款たる負担を付する趣旨と解される。

そうすると、被告が、本件給付訴訟の口頭弁論の終結後、現在まで、本件離作補償の不払等を継続しているとしても、本件許可処分が効力を生ぜず、又は効力を失ったということではなく、本件解約申入れは有効である。

エ したがって、本件異議事由3により本件確定判決の執行力は排除されない。

(4) 争点4（本件異議事由4による本件確定判決の執行力の排除の可否）

【原告の主張】

被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることは、次の各事情の下においては、権利の濫用であり許されないから、本件異議事由4により本件確定判決の執行力は排除される。

ア 空港公団は、後記本件シンポジウム及び円卓会議においてした、あらゆる意味で強制的手段をとらないという強制手段放棄の公約・宣誓を緊急裁決取消事件和解において、改めて明確化した。

イ 本件各土地の明渡しを強制することは、原告が耕作している土地全体の面積の約 73 パーセントに当たる部分の耕作を不可能にし、原告の生存権的基本権としての営農権を破壊するものである。すなわち、別紙物件目録 1 (1) 記載の土地は、当庁民事第 2 部で係争中の耕作地の真ん中に存しており、これに強制執行が行われると、フェンスの設置による通風、日照、水はけへの妨害や、周辺の耕作地も執行関係者や警察関係者により荒らされる。また、別紙物件目録 1 (3) ないし (7) 記載の土地は、原告が自宅と一体的に使用してきた生活と営農活動の拠点であり、農業を営むために必要な出荷場、貯蔵庫、農機具置き場、消費者に農業生産物を直接配送するための車両置き場があり、ここを失うと、他の農地も含め全く耕作ができなくなる。

このように、本件土地の明渡しの強制執行は、祖父である市東市太郎の代から営々と土壌作りをしてきた血と汗の結晶である農地を基盤とする原告の有機農業を破壊し奪い、原告の全人格を否定し、生きる権利を奪うものであり、農民たる原告に死を強制するに等しいものであるから、本件確定判決に基づく強制執行は過酷執行である。

原告は、有機農業を行うことにより、消費者に対し健康的な農作物を提供し、消費者の健康を支える役割を担っており、本件各土地は、原告の生存を支えるためだけの財産としての私有財産を越えて、公共財としての意義を持つ財産といえる。有機農業の畑は、一朝一夕にできるものではなく、個々の土壌の性質に応じて、長い間試行錯誤を繰り返しながら土地を改良することが必要であり、いったん損なわれると、回復は著しく困難である。

ウ 被告は、本件給付訴訟において、別紙物件目録 1 (1) 記載の土地のうち空港告示区域外の部分が G S E (航空機の周りで作業する車両機材をいう。) 及び U L D (パレット、コンテナ等航空貨物を航空機に搭載する際に用いる用具をいう。) 置場として不可欠である旨の虚偽の主張をして、

本件確定判決を取得した。また、本件確定判決に基づく強制執行により被告が本件各土地を確保する必要性・緊急性はない。

エ 被告は、滑走路・誘導路の間近に人が住み、農作業をしているのに平然と航空機を就航させ、航空機の騒音、振動、落下物、墜落の危険にさらしており、現に墜落事故一步手前のオーバーランという重大なインシデントも発生しているところであり、地元農家に対する権利侵害が放置されたままである。

【被告の主張】

被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることは、次のとおり何ら権利の濫用に当たらないから、本件異議事由4により本件確定判決の執行力は排除されない。

ア 前記のとおり、空港公団総裁の発言は、被告が賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したのではなく、話合いが頓挫した場合についても強制的手段を講じることがないことまで言及したものではないから、上記空港公団総裁の発言によって、強制執行権の放棄又は不執行の合意がされた事実を認めることはできない。被告が、緊急裁決取消事件和解において表明した見解も、賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したものではない。

イ 原告が本件確定判決に従い本件各土地を明け渡す時には、被告は、原告に1億8071万5335円の本件離作補償を給付することとしており、同額は本件賃貸借契約の終了によって原告が得ることができなくなる農業利益を十分にまかなうことができるものであることが本件確定判決及び本件控訴審判決において認められていることからすれば、本件確定判決に基づく強制執行をすることが原告の生命や生活を脅かす苛酷なものであり、原告に対する加害の意思をもってするものであることはない。

また、別紙物件目録1(1)記載の各土地の明渡しの強制執行がなされる

と、以後、原告が現在これと一体として耕作している他の土地を耕作することまで不可能になるという客観的事実もない。

ウ 強制執行を行う必要性、相当性の有無が確定判決の執行力を左右する余地はなく、強制執行の具体的な行為に関しても強制執行の必要性、相当性は要件とされていない。

また、確定判決を取得する過程に信義則違反があるとして当該確定判決の執行力の排除を求めることは、当事者が専ら第三者の権利を害することのみを目的とし通謀して架空の事実を主張したといった事情がある場合であっても、民事執行法35条2項の規定に反し、確定判決の既判力を否定するものであって許されない上、被告は、別紙物件目録1(1)記載の土地のうち空港告示区域外の部分にGSE及びULD置場を整備する予定であり、現在もこれを変更していない。

エ 原告の主張する航空機の騒音、振動、落下物、墜落の危険や地元農家に対する権利侵害と本件確定判決に基づく強制執行との間には何ら関係がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件異議事由1による本件確定判決の執行力の排除の可否）について

(1) 認定事実

前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 成田空港問題を話し合いにより解決することを目的として、当時の運輸省、千葉県、空港公団、三里塚芝山連合空港反対同盟熱田派（以下「反対同盟」という。）により、成田空港問題シンポジウム（以下「本件シンポジウム」という。）が平成3年11月から平成5年5月にかけて15回にわたり開催された。

本件シンポジウムを主宰した学識経験者らで構成される隅谷調査団は、平成5年5月24日、第一項目として運輸省、空港公団による収用裁決申請の取下げ、第二項目として二期工事B・C滑走路建設計画を白紙に戻し、地域の人々と民主的に話し合いをすることにより解決の道を探ることなどを提案した。これを受けて、運輸大臣は、「第一項目及び第二項目の提案に関しましては、反対同盟の提案は、成田空港問題の原因は、地元の皆様の必ずしも十分なコンセンサスを得たとは言えない状況下において、空港建設を急ぐ事情を強調するあまり、比較的早い時期から土地収用法の手続に入ったという運輸省が進めてきた空港づくりにあり、また、それが成田空港問題を対話により解決することを阻む原因ともなっているとの認識から示されたものと受け止め、私どももそのようなものと理解するものであります。そして提案の趣旨は、これを取り除くことによって、意見を持つ者がお互いに原点に立ち戻って、平和的な話し合いにより問題を解決するという状況をつくり出すことにあると理解いたしましたところであります。そしてそのことは、これまでの空港づくりについての厳しい反省を求められることでもあり、このため、二期計画のB、C滑走路建設計画を白紙の状態に戻すということについては、原点に戻って空港づくりを行うという意味から、改めて地元のコンセンサスを丁寧に得ながら空港づくりを行うべきとのご趣旨と理解したところであります。」「三提案はこのような意味に理解できることから、私どもとしては、この提案を隅谷調査団のご所見に従ってすべて受け入れることとし…」と述べ、空港公団総裁の山本長（当時）も「提案の第二項目につきましても、空港を地域にお願いする立場の者として、これまでの空港づくりの進め方についての反省をきちんと踏まえ、初心に還って、白紙の状態で空港計画を地域によくご説明し、丁寧なコンセンサスづくりに取り組み、地域の方々と話し合いをすることにより解決の道を探るべきことと受け止めさせていただき、ご所見に示された結

論に従いたいと存じます」と述べた。

[甲 1 2, 1 8 4, 1 8 5]

イ 空港公団は、本件シンポジウムの結果を受けて、平成 5 年 6 月 1 6 日、
本件各土地を含む第二期工事区域に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立
てを取り下げた。空港公団総裁の山本長（当時）は、「いろいろとご迷惑
をおかけしました。これからいろいろな手続があるでしょうが、よろしく
お願いいたします。」と述べ、その後、千葉県知事と面談して「対話の出
発点です。」などと報告し、同知事は、「公団の英断に敬意を表します。
理性あるコンセンサスづくりのため県も協力したい。」と話した。

[甲 1 3, 1 4, 1 7 8]

ウ 本件シンポジウムの結果に基づき、国、千葉県、空港公団、反対同盟、
地元自治体代表、地元民間代表及び住民代表が参加して成田空港問題円卓
会議（以下「円卓会議」という。）が平成 5 年 9 月から平成 6 年 1 0 月に
かけて 1 2 回にわたり開催された。

隅谷調査団は、同月 1 1 日、第 1 2 回の円卓会議において、「滑走路計
画について」と題して、「平行滑走路のための用地の取得のために、あら
ゆる意味で強制的手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解
決されなければならない。」との所見を示し、空港公団総裁の中村徹（当
時）は、「調査団所見の『滑走路計画について』で示された民主的な建設
の手法を遵守してまいることは当然であります。」との意見を表明した。

[甲 2, 1 8 5]

エ 小泉よねの承継人である小泉英政が、本件緊急裁決及びこれに係る審査
請求について建設大臣のした裁決の取消しを求めた訴訟の上告審において、
平成 1 3 年 2 月 5 日、小泉英政（同事件上告人）と建設大臣の事務承継者
である国土交通大臣（同事件被上告人）との間で、平成 1 2 年 1 2 月 2 8
日に小泉英政・運輸省・空港公団間で次の内容の合意が成立したことを確

認し、小泉英政が同事件の国土交通大臣に対する訴えを取り下げ、国土交通大臣がこの取下げに同意する以下の内容の緊急裁決取消事件和解が成立した。

1. 運輸省・空港公団は、小泉英政が指摘し続けてきた「小泉よねさんにかかわる問題」について、別紙のとおり見解を表明し、小泉英政はこれを了承した。

2. 小泉英政と運輸省・空港公団は、現在最高裁判所に係属中の「緊急裁決処分取消等請求訴訟」について、関係者の協力を得て、和解により終了させるものとする。

3. 小泉英政と運輸省・空港公団は、今後とも「小泉よねさん問題」に関して互いに誠意をもって話し合うものとする。

上記1の別紙において、「私どもの対応の不十分さから無念の思いを胸に秘めながら亡くなられたよねさんと、29年間にわたりこのような思いを引きずりながら平行滑走路予定地内（東峰）で生活をしてこられた小泉さんご家族に対し、謝罪をしなければならないと考えた次第です。」、「小泉よねさん問題の根源は、私どもが成田空港の建設を急ぐあまり、小泉よねさんとの話合いの努力を尽くせないまま、「公共用地の取得に関する特別措置法」の適用をもとめたことにあったのではないかと深く反省する次第です。」などの見解が表明されていた。

なお、小泉英政及びその妻の小泉美代は、平成27年5月21日、被告との間で、本件緊急裁決に関する小泉よねの補償について合意した。

[甲69, 79, 証人小泉英政]

オ 空港公団総裁の黒野匡彦（当時）は、平成15年3月14日付けで「東峰区の皆さまへ」と題する書面を送付した。その内容は、「東峰区に空港問題の今日的なひずみの多くが残ってしまったことは、私どもの手法にその原因があったと言わざるを得ません。円卓会議において「平行滑走路の

建設を必要とするという運輸省の方針は、世論の趨勢や地域社会の多くの意見を踏まえれば理解できるところである。なお、平行滑走路のための用地の取得のために、あらゆる意味で強制的な手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならない」との最終所見を関係者に受け入れていただきましたが、その後の私どもは、前段の部分ばかりが頭にあり、ただただ平行滑走路を早く完成させたい、それに必要な土地をお譲りいただきたいと、そちらにばかり気持ちがいつていたのだと思います。特に暫定滑走路建設にいたる過程においては、「あくまでも話し合いにより解決されなければならない」という後段の精神を欠落したまま、Wカップまでに滑走路をつくりあげることのみに専心し、東峰区の皆さまの心情に思いをめぐらすことが極めて不十分であったと感じています。

つまりは、皆さま方と相談することなく計画を一方的に策定し、その計画について賛否を問うことなく、ただ説明するだけという手法でした。皆さまからすれば、何と一方的なと感じられたことと思いますが、そのような私ども、ある意味、身勝手な手法によって今日の東峰区に見られる多くの問題をつくり出してしまったことをまず反省しお詫びしなければならないと痛感しております。

今後は、この円卓会議の精神こ（原文ママ）今一度立ち返り、一方的に空港建設のみを追求するのではなく、計画の段階から皆さまのご意見を伺うという民主的な手法を年頭（原文ママ）に取り組んでいきたいと考えております。」というものであった。

〔甲3〕

(2) 原告は、円卓会議において、平行滑走路のための用地の取得のために、あらゆる意味で強制的な手段が用いられてはならず、あくまでも話し合いにより解決されなければならないとの隅谷調査団の所見に対し、当時の空港公団総裁が、「調査団所見の『滑走路計画について』で示された民主的な建設

の手法を遵守してまいることは当然であります。」との意見を表明したことをもって、空港公団が強制執行権を放棄したか、又は、成田空港周辺の全ての農家との間で、不執行の合意をしたといえ、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

- 5 (3) まず、原告の主張する不執行の合意は、仮にそれが認められるとしても本件給付訴訟の事実審の口頭弁論終結前に発生したものであるから、本件の請求異議の事由とはならない。

なお、強制執行の不執行の合意は、給付訴訟において主張し得る攻撃防御方法である（最高裁判所平成2年（オ）第170号・平成5年11月11日第一小法廷判決・民集47巻9号5255頁参照）。

- 10 (4) また、そもそも、前記認定事実によれば、成田空港問題を話し合いにより解決することを目的として開催された本件シンポジウムやそこでの合意に基づいて開催された円卓会議においては、第2次行政代執行の際に多数の死傷者が発生したことや小泉よねに対する本件緊急裁決に基づく住居の収用がなされたことなど成田空港問題に関するこれまでの経緯に鑑み、空港公団が、土地収用法や公共用地の取得に関する特別措置法に基づく権利取得及び明渡しの裁決とそれに基づく行政代執行の方法による空港用地の取得を事実上断念し（現に、空港公団は、本件シンポジウムを受けて、本件各土地を含む第二期工事区域に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立てを
15 取り下げている。）、今後の空港用地の取得に際してはそれら以外の方法によることを表明したものにとすぎず、話し合いによる解決のために合理的な努力を尽くした上でもなお、賃貸借契約の解約申入れをせず、明渡請求権を放棄することを約したとは認められない（なお、前記前提事実(10)イに認定した本件給付訴訟に至るまでの期間等に鑑みれば、被告は話し合いによる解決をするために合理的な努力を尽くしたと認められる。）。
20
25

そして、このことは、緊急裁決取消事件和解において空港公団が表明した

「小泉よねさん問題の根源は、私どもが成田空港の建設を急ぐあまり、小泉よねさんとの話合いの努力を尽くせないまま、「公共用地の取得に関する特別措置法」の適用をもとめたことにあったのではないかと深く反省する次第です。」という見解（前記認定事実エ参照）や平成15年3月14日付け

5 「東峰区の皆さまへ」と題する書面において空港公団が表明した「今後は、この円卓会議の精神こ（原文ママ）今一度立ち返り、一方的に空港建設のみを追求するのではなく、計画の段階から皆さまのご意見を伺うという民主的な手法を年頭（原文ママ）に取り組んでいきたいと考えております。」という見解（前記認定事実オ参照）とも整合するものである。

10 したがって、空港公団が強制執行権を放棄したり、成田空港周辺の全ての農家との間で、不執行の合意をしたりした事実は認められないから、本件異議事由1により本件確定判決の執行力が排除されることはなく、原告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（本件異議事由2による本件確定判決の執行力の排除の可否）について

15 原告は、本件期日指定及び本件判決言渡しが、忌避の申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならないことを規定した民事訴訟法26条本文に違反しているため、本件控訴審判決は無効であり、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

20 しかし、高等裁判所のした決定はその告知によって即時に確定するから（最高裁判所昭和50年（オ）第899号・同51年3月4日第一小法廷判決・集民117号135頁参照）、本件忌避申立ては、東京高等裁判所が同申立てを却下した決定の告知によって確定している。そして、東京高等裁判所は上記決定を遅くとも平成27年3月30日までに行われた原告による特別抗告提起までには原告に告知していることは明らかで（前提事実(10)ウ(イ)参照）、同告知が本件期日指定のされた日である同年6月5日、及び本件判

決言渡しのされた日である同月 12 日のいずれよりも前にされていることが認められるから、本件控訴審判決の言渡しに係る訴訟手続は、民事訴訟法 26 条本文に何ら違反していない。

したがって、本件異議事由 2 により本件確定判決の執行力が排除されることはなく、原告の上記主張は採用することができない。

3 争点 3（本件異議事由 3 による本件確定判決の執行力の排除の可否）について

(1) 認定事実

前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 被告は、平成 18 年 7 月 3 日、本件各土地を空港用地に転用し、誘導路を整備する必要があるが、本件各土地について原告と解約に向けた協議を依頼しているが、進展が見られない上、暫定平行滑走路を北側に延伸することにより、従来にも増して誘導路西側誘導路等の整備が必要であるとして、本件許可申請をした。被告が離作補償として提示し本件許可申請書に記載した 1 億 8071 万 5335 円は、平均的生産農業所得の 150 年分以上に相当し、また、本件各土地において農業経営が行われた場合の利益の約 109 年分に相当する多額なものである。

[甲 1, 乙 1, 6]

イ 本件許可処分においては、第 3 項に「条件」として、「申請書記載の離作補償を給付すること。」が定められているほかには本件離作補償に関する記載はない。

[乙 5]

ウ 被告は、原告に対し、現在まで本件離作補償を支払っておらず、供託もしていない。

[弁論の全趣旨]

(2) 原告は、被告が、解約申入れに際して本件許可処分の条件である本件離作補償の支払をせず、その供託もしなかったのであるから、本件許可処分は効力が生じていないか、効力を失っており、それに基づいて被告がした本件賃貸借契約の解約申入れは効力が発生していないので、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

ア まず、被告による本件離作補償の不払等の事實は、本件給付訴訟の口頭弁論終結前に既に生じていた事由であるから、本件給付訴訟の口頭弁論終結後に生じた事由に当たらないことは明らかである。

原告は、被告による本件給付訴訟の口頭弁論終結後の本件離作補償の不払等の事實をもって、本件給付訴訟の口頭弁論終結後に生じた事由に当たる旨主張するが、本件給付訴訟の口頭弁論終結後の本件離作補償の不払等の事實と本件給付訴訟の口頭弁論終結前の本件離作補償の不払等の事實とは、同一の不払等に関するものであるところ、同一の不払等の事實を本件給付訴訟の口頭弁論終結の前後で分断することは、民事執行法35条2項の規定に照らし、認められない。

イ また、この点をおくとしても、農地の賃借人は、賃貸借契約が終了したときは、農地を原状に復して返還すべき義務があるから、その賃貸借の解約の申入れの許可の「条件」とされる離作補償は、農地の賃貸借の終了によって賃借人が被るであろう農業経営上の損害を回復し、生計に対する影響を緩和することを目的とするものであり、農地法20条2項2号を理由として賃貸借の解約の申入れの許可がされる場合において、その転用事業が農地を公共の用に供するときであつても、損失補償基準要綱等に沿った補償がされなければならないと解することは困難であり、もとより、本件許可処分が本件許可申請に係る農地の賃借権を強制的に収用するものではない。

そして、離作補償の上記目的及び収穫の季節がある土地の賃貸借につい

ては、その季節の後次の耕作に着手する前に、解約の申入れをしなければならず、その日から1年を経過することによって、賃貸借が終了すると規定されていること（民法617条1項1号、2項）に鑑みれば、本件離作補償が、本件許可処分の効力発生の停止条件として、解約申入れに際して現実に離作していない原告に支払われるべきものとすれば、原告は、離作補償と現実の農業利益とを二重に取得することとなり、相当でないことは明らかである。また、千葉県知事が、本件許可処分に関し、原告の被告に対する本件各土地の明渡しに先立つ本件離作補償の支払を本件許可処分の効力発生の停止条件とする意思が読み取れるような書面ややり取りに関する記録は本件全証拠を見ても特に見当たらない。

以上によれば、本件離作補償は、本件許可処分の効力を左右する行政処分の附款たる条件ではなく、本件許可処分に付随して一定の義務を課する行政処分の附款たる負担であると認められる。

原告は、この点に関し、農地の賃貸借契約の合意解約書の書式（甲101の1ないし3）に離作補償の支払時期を記載する項が存在していることをもって、離作補償の支払時期が一義的に決まるわけではない旨主張するが、農地の賃貸借契約を当事者の合意により解約する場合には、離作補償の支払時期についても当然に当事者の合意により定められることとなるのであるから、合意解約書の書式に離作補償の支払時期を記載する項が存在していることは当然であり、本件のように農地法20条1項に基づく解約許可処分とそれに基づく解約申入れにより農地の賃貸借契約を解約する場合とは前提が異なるものであるから、上記認定判断を左右しない。

なお、このように解したとしても、被告には本件離作補償を支払う意思と十分な資力があると認められるから、原告の経済的な利益を害するおそれはない。

したがって、被告による本件離作補償の不払等の事実によっても、本件

許可処分の効力が生じなかったり、その効力が失われたりすることはないから、本件異議事由 3 により本件確定判決の執行力が排除されることはなく、原告の上記主張は採用することができない。

4 争点 4 (本件異議事由 4 による本件確定判決の執行力の排除の可否) について

(1) 原告は、空港公団が、本件シンポジウム及び円卓会議においてした、あらゆる意味で強制的手段をとらないという強制手段放棄の公約・宣誓を緊急裁決取消事件和解において、改めて明確化したことをもって、被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることは、権利の濫用であり許されないので、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

しかし、前記 1 に認定説示したとおり、円卓会議における空港公団総裁の発言は、賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したわけではない上、話し合いが頓挫した場合についても強制的手段を講じることがないことまで言及したものではないから、原告の上記主張はその前提を欠いており、採用することができない。

また、この点をおくとしても、空港公団が緊急裁決取消事件和解において表明した見解（前記 1 (1) 認定事実エ参照）については、賃貸借契約の解約申入れの不行使や明渡請求権の放棄などを約したわけではないことは明らかであるから、強制手段放棄の公約・宣誓を明確化したとは認められない。

したがって、原告の上記主張は、その前提となる事実関係が認められないから、採用することができない。

(2) 原告は、本件各土地の明渡しを強制することは、原告の生存権的基本権としての営農権を破壊するものであり、農民たる原告に死を強制するに等しいものであるから、本件確定判決に基づく強制執行は過酷執行であり、権利の濫用であり許されないので、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

この点、債務名義に基づく強制執行が権利の濫用と認められるためには、当該債務名義の性質、当該債務名義により執行し得るものとして確定された権利の性質・内容、当該債務名義成立の経緯及び債務名義成立後強制執行に至るまでの事情、強制執行が当事者に及ぼす影響等諸般の事情を総合して、債権者の強制執行が、著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合であることを要する（最高裁判所昭和59年（才）第1368号・昭和62年7月16日第一小法廷判決・集民151号423頁参照）。

前記3(1)アに認定したとおり、原告が本件確定判決に従い本件各土地を明け渡す時には、被告は、原告に1億8071万5335円もの本件離作補償を給付することとしているところ、本件離作補償は、千葉県内において本件各土地と同規模の農地を耕作した場合の平均的生産農業所得額の150年分に相当し、また、本件各土地において農業経営が行われた場合の利益の約109年分に相当する多額なものであるから、一般的には賃貸借の終了によって得ることができなくなる農業利益を十分賄うものといえる。そうすると、本件離作補償の金額は、賃貸借の終了によって原告が被るであろう農業経営上の損害を回復し、生計に対する影響を緩和するという離作補償の目的に適うものといえる。原告が従前行ってきた有機農業を他の土地で再開するためには、土地の確保のみならず、長い時間をかけた試行錯誤を伴う土壌改良が必要であろうから、上記補償により直ちに従前の状態に復することが可能となるものではない。しかし、そのことは、原告において、もともと権利の消滅があり得ることから権利の安定性に一定の限界がある借地を農業生産の基盤としていたことからやむを得ず、本件離作補償が不十分であることの論拠となるものではない。

農地は、単なる財貨ではなく、農業に対する原告及びその先々代以来の積年の熱意が込められたものであり、また、農地をそれとして維持すること

に一定の社会的有用性があることは事実であるが、他方で他の社会的要請に
5 応じて、農地をそれ以外のものに転用する必要が生じ得ることも否定で
きない。そうであればこそ、農地法は、農地転用に一定の制限を課す一方
で、農地を転用する手続も定め、様々な社会的要請の均衡を図っている。
そして、本件各土地については、既に農地法20条1項所定の行政手続を
完了し、その適否についての司法審査も終え、判決が確定していること、
10 これが相当性を欠いていることを認めるに足る証拠は見当たらないこと
からすると、原告の主張する本件各土地を農地として維持することに社会
的な価値があるとの点から、直ちに被告の強制執行が権利濫用に至るよう
な過酷執行となるということは困難である。

原告は、フェンスの設置による周辺土地への影響を指摘するが、強制執行
はフェンスの設置手続そのものではなく、フェンスの設置に伴う周辺土地
への影響の調整は、民法の相隣関係の法令に基づき別の手続でなされるべ
きものであるから、これが強制執行を妨げる事由となるものではない。

15 この他、原告は、強制執行時に執行関係者等が周辺耕作地を荒らすことを
懸念するが、適法な強制執行は平穩に実施されるべきものであり、そう
であれば周辺耕作地が荒らされることはないはずであり、被告申立てに係る
強制執行が不当なものになると認めることはできない。

20 本件確定判決に基づく強制執行が著しく信義誠実の原則に反し、正当な権
利行使の名に値しないほど不当な過酷執行ということはできず、権利の濫用
に当たるとは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

25 (3) 原告は、被告が、本件給付訴訟において、別紙物件目録1(1)記載の土地
のうち空港告示区域外の部分がGSE及びULD置場として不可欠である
旨の虚偽の主張をして本件確定判決を取得したことや被告が本件確定判決
に基づく強制執行により本件各土地を確保する必要性・緊急性はないこと

をもって、被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることは、権利の濫用であり許されないので、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

5 しかし、請求異議の訴えは、債務名義に表示された請求権と現在の実体的法律状態との不一致を理由に、当該債務名義のもつ執行力の排除を目的とするものであって、債務名義が確定判決である場合には、請求権の成立は既判力によって確定されているのであるから、既判力の標準時以前に遡ってこれを争い、請求異議の訴えにより執行力の排除を求めることは許されない（最高裁判所昭和37年（オ）第1191号・昭和40年12月21日第三小法廷判決・民集19巻9号2270頁参照）。したがって、被告が虚偽の主張をして本件確定判決を取得した旨の原告の主張は失当である（なお、本件全証拠を見ても、被告が虚偽の主張をして本件確定判決を取得したことを認めるに足りる証拠はない。）。

10 また、原告は、被告が本件確定判決に基づく強制執行により本件各土地を確保する必要性・緊急性はないことをもって、本件確定判決の執行力が排除されるとも主張するが、民事保全手続における必要性の有無とは異なり、強制執行の必要性・緊急性の有無は、それが無いにもかかわらず強制執行を申し立てることが著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものと認められる場合でない限り、債務名義の執行力の排除の可否に影響しないと解すべきところ（前記最高裁判所昭和62年7月16日第一小法廷判決参照）、被告が本件確定判決に基づく強制執行により本件各土地を確保することは、正当な権利の行使にほかならず、本件全証拠を見ても、そのことが著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものとは到底認められない。

20 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

25 (4) 原告は、被告が、滑走路・誘導路の間近に人が住み、農作業をしているの

に平然と航空機を就航させ、航空機の騒音、振動、落下物、墜落の危険にさらしており、地元農家に対する権利侵害が放置されたままであることをもって、被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることは、権利の濫用であり許されないので、本件確定判決の執行力が排除される旨主張する。

しかし、本件全証拠を見ても、被告が本件確定判決に基づき強制執行の申立てをすることによって、原告が主張するような航空機の騒音、振動、落下物、墜落など成田空港周辺の住民の生命、身体又は財産に対する具体的危険が本件確定判決に基づく強制執行を不当なものとならしめるほどに増大することを認めるに足る証拠はないから、本件確定判決に基づく強制執行が著しく信義誠実の原則に反し、正当な権利行使の名に値しないほど不当なものということはできず、権利の濫用に当たるとは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(5) 原告は、上記各主張のほかにも営農権が人間全般の生存の基礎をなす極めて高い「憲法的価値」あるいは「憲法的公共性」を有する権利であること、先駆的な農業生産者と消費者が協同する産直型協同性に基づく原告の農業事業が高い価値を有すること等縷々主張をするが、それらは本件給付訴訟において採用されなかった事実上又は法律上の主張であり、その理由があるとは認められないから、いずれも採用することはできない。

第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、当裁判所が本件についてした強制執行停止決定はこれを取り消し、仮執行の宣言について民事訴訟法259条1項、民事執行法37条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 高 瀬 順 久

5

裁判官 足 立 堅 太

裁判官 吉 元 祥 太 郎

(別紙)

当 事 者 目 録

千葉県成田市天神峰 6 3 番地

5

原	告	市	東	孝	雄
同訴訟代理人弁護士		葉	山	岳	夫
同		一	瀬	敬	一 郎
同		廣	瀬	理	夫
同		大	口	昭	彦
同		長	谷 川	直	彦
同		遠	藤	憲	一
同		久	保 田	理	子
同		藤	田	正	人
同		西	村	正	治
同		浅	野	史	生
同		吉	田	哲	也
同 補 佐 人		石	原	健	二
同		内	藤	光	博

10

15

千葉県成田市古込字古込 1 番地 1

20

被	告	成 田 国 際 空 港 株 式 会 社	
同代表者代表取締役		夏 目	誠
同訴訟代理人弁護士		真 智	稔
同		上 野	至
同		和 田	衛
同		長 屋	裕
			文
			以上

25

(別紙)

物 件 目 録

1 土地

- 5 (1) 所 在 千葉県成田市天神峰字南台
地 番 4 1 番 8
地 目 畑 (現況・畑)
地 積 2 6 7 7 m² (公簿)

なお、上記土地は別紙図面 1 のとおりである。

- 10 (2) 所 在 千葉県成田市天神峰字南台
地 番 4 1 番 9
地 目 畑 (現況・畑)
地 積 1 9 8 3 m² (公簿)

(3) 下記土地のうち 6 3 m² (別紙図面 2 緑色部分)

- 15 所 在 千葉県成田市天神峰字天神峰
地 番 7 7 番 9
地 目 原野 (現況・畑)
地 積 9 9 m² (公簿)

(4) 下記土地のうち 5 9 m² (別紙図面 2 青色部分)

- 20 所 在 千葉県成田市天神峰字天神峰
地 番 7 7 番 1 0
地 目 原野 (現況・畑)
地 積 6 2 m² (公簿)

(5) 下記土地のうち 2. 9 6 m² (別紙図面 2 赤色部分)

- 25 所 在 千葉県成田市天神峰字天神峰
地 番 7 7 番 8

地 目 雑種地（現況・畑）

地 積 6 4 1 m²（公簿）

(6) 下記土地のうち 7 9 1 m²（別紙図面 2 灰色部分）

所 在 千葉県成田市天神峰字天神峰

地 番 7 8 番 1

地 目 雑種地（現況・畑）

地 積 1 0 1 3 2 m²（公簿）

(7) 所 在 千葉県成田市天神峰字天神峰

地 番 7 8 番 2

地 目 畑（現況・畑）

地 積 3 3 5 4 m²（公簿・ただし、実測面積 3 6 9 1 m²）

2 建物

(1) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上（別紙図面 2 ①）

種 類 車庫

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建

(2) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上（別紙図面 2 ②）

種 類 農機具小屋

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建

(3) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上（別紙図面 2 ③）

種 類 物置

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建

(4) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上（別紙図面 2 ④）

種 類 鶏舎

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建

(5) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上（別紙図面 2 ⑤）

種 類 鶏舎

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建
(6) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑥)

種 類 鶏舎

5 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建
(7) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑦)

種 類 鶏舎

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建
(8) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑧)

種 類 便所

10 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建

3 工作物

(1) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑨)

種 類 ビニールハウス

(2) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑩)

15 種 類 コンテナ

(3) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑪)

種 類 看板

構 造 単管組 ベニヤ製 立看板

(4) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑫)

20 種 類 看板

構 造 単管組 亜鉛鉄板 立看板

(5) 所 在 上記 1 (6) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑬)

種 類 櫓

構 造 単管組 ベニヤ製 立看板

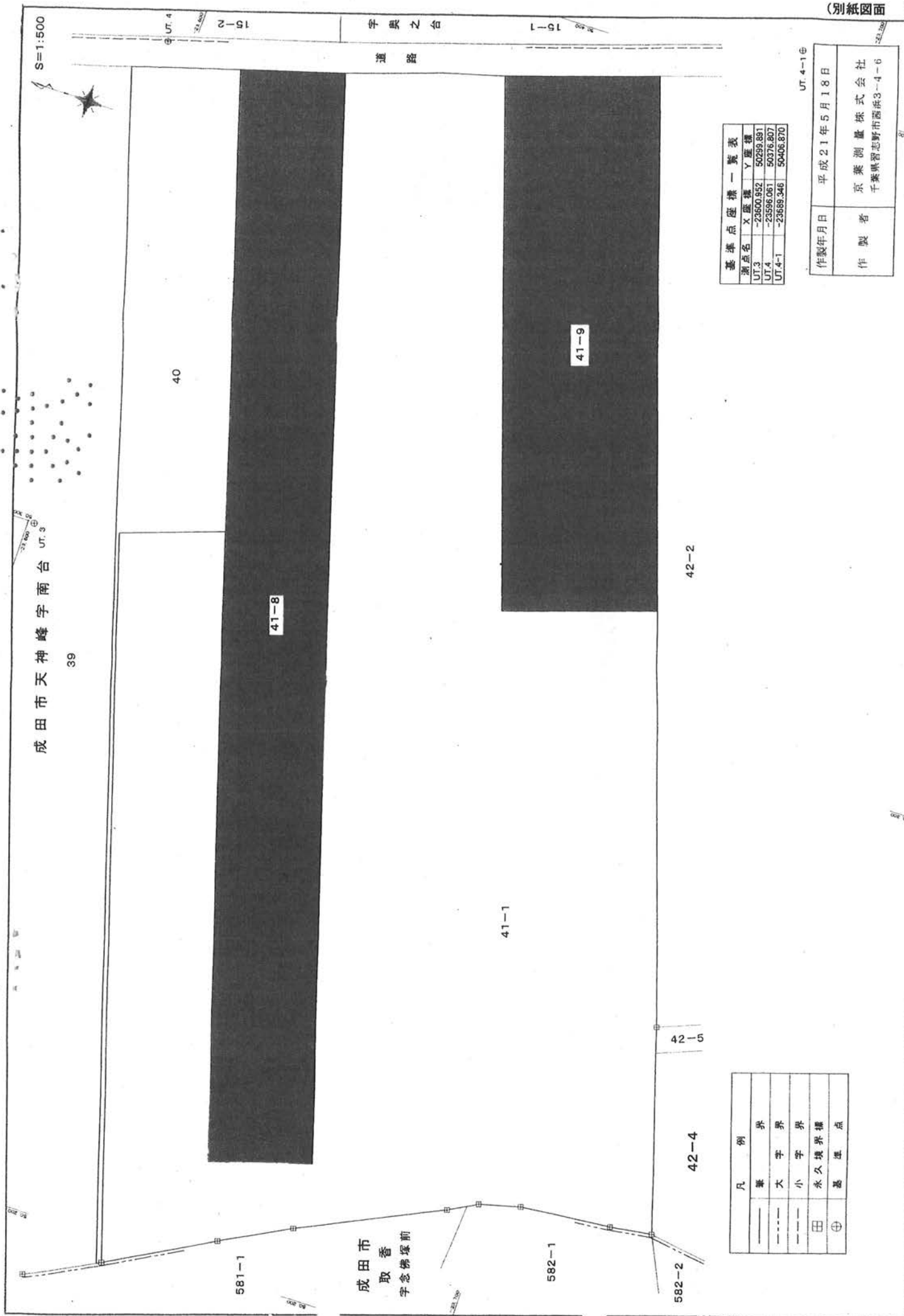
25 (6) 所 在 上記 1 (7) 記載の土地上 (別紙図面 2 ⑭)

種 類 櫓

構 造 単管組 ベニヤ製 立看板

以上





基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
UT.3	-23600.952	50299.891
UT.4	-23596.061	50376.907
UT.4-1	-23689.346	50406.870

UT.4-1G

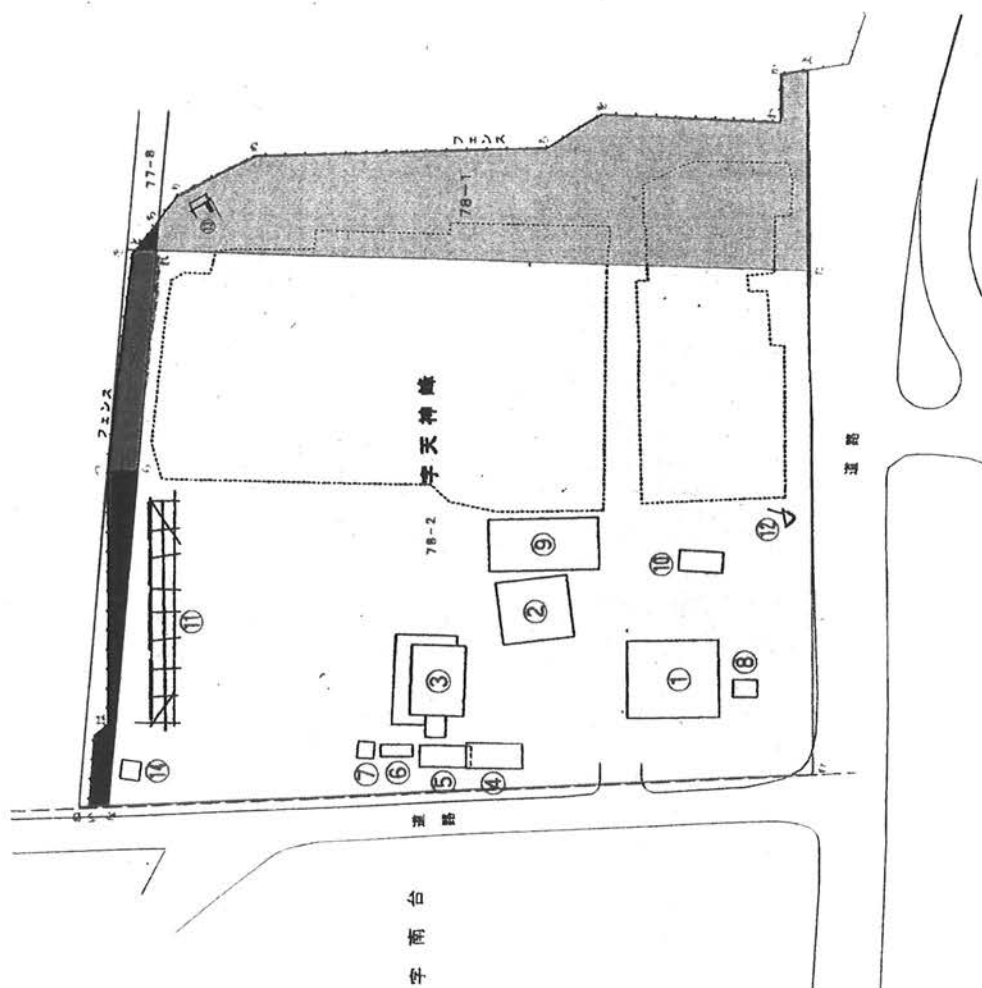
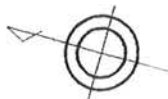
作製年月日	平成21年5月18日
作製者	京葉測量株式会社 千葉県習志野市西浜3-4-6

凡例

—	界
---	大字界
---	小字界
田	永久境界線
⊕	基点

成田市天神峰

S=1:500



① 車庫
② 農機具小屋
③ 物置
④ 鶏舎
⑤ 鶏舎
⑥ 鶏舎
⑦ 鶏舎
⑧ 便所
⑨ ビニールハウス
⑩ コンテナ
⑪ 看板
⑫ 看板
⑬ 櫓
⑭ 櫓

注) ①～⑭の物件は、概ねの位置、形状を示したものである。

凡 例	
天神峰77-8 (占有部分)	——
天神峰77-9 (占有部分)	——
天神峰77-10 (占有部分)	——
天神峰78-1 (占有部分)	——
天神峰78-2	——
界	——
小 字 界	——
地 生 界	
フ エ シ ム	——

これは正本である。

平成 30 年 12 月 20 日

千葉地方裁判所民事第 5 部

裁判所書記官 鈴木 友博



4
5
5

1
2
3